

医政発0526第9号
職発0526第4号
社援発0526第13号
老発0526第2号
平成28年5月26日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長
都道府県労働局長

} 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき我が国に入国するインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項の留意点等については、「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成20年5月19日医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号）により示しているところである。当該通知については、今般、4月8日付け「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」の改正を踏まえ、別添1の新旧対照表のとおり改正し、別添2を適用することとしたので、御了知願いたい。